

令和7年
夏号

7月発行

クオリティライフ いちかわ

市川市消費生活センター
TEL:047-712-8629

目次

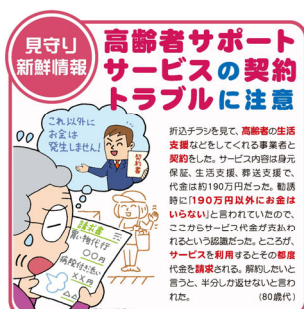
- P. 1 高齢者等終身サポートサービスの
契約トラブルに注意
- P. 2 定期購入「返品」だけでは
解約になりません
- P. 3 リースバック契約にご注意
- P. 4 クラスTシャツ(クラT)トラブルに注意

弁護士による無料の多重債務相談を
行っています。(要予約)

☆消費生活センター
047-712-8629

高齢者等終身サポートサービスの 契約トラブルに注意

家族や親族に代わって高齢者の身元保証、日常生活の支援、死後事務などを行う「高齢者等終身サポートサービス」は、事業者によって提供されるサービスの内容や料金体系などが様々です。契約をする前に、サービス内容や支払総額、解約条件等をよく確認しましょう。



ひとこと時
家族や親族に代わって高齢者の身元保証、日常生活の支援、死後事務などを行う「高齢者等終身サポートサービス」は、事業者によって提供されるサービスの内容や料金体系などが様々です。契約をする前に、サービス内容や支払総額、解約条件等をよく確認しましょう。

画像は国民生活センターより

事例1

頼れる親族がいない中、身元保証サービスや死後事務委任契約等を代行する事業者と契約した。費用を支払った記憶はあるが、預託金として約100万円の支払いを求められた。更なる高額な預託金の支払いに躊躇していたところ担当者から急がされた。詳細な説明のない中で事業者の対応に困惑しているがどうしたらよいか。

事例2

一人暮らしで今度老人ホームに入居することになり、身元保証サービスを勧められた。担当者から説明を受けたが契約内容が理解できないまま契約し、約100万円支払った。後に契約内容を調べたところ必要のない生活支援サービスや葬儀サービスなどが含まれていることがわかったので解約したい。

アドバイス

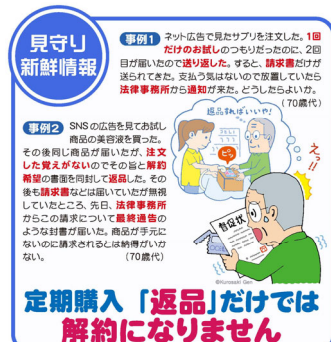
- ◆ 高齢者等終身サポートサービスを契約する場合は、自分がどのようなサービスを望んでいるのかを事業者にしっかりと伝えましょう。
- ◆ 契約内容がよくわからない場合は、契約を急がされても、その場では契約せず、周囲の人に相談するなどして十分に検討しましょう。
- ◆ トラブルになったときは、消費生活センター等に相談しましょう。

「発表情報」(25/5/29) 国民生活センター等を参照

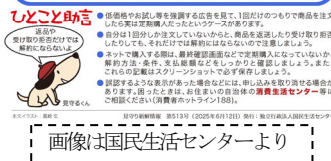
定期購入「返品」だけでは 解約になりません

低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を購入したら、実は定期購入だったというケースがあります。自分は1回分しか注文していないからと、商品を返送したり、受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にならないので注意しましょう。

事例1



ネット広告で見たサプリを注文した。1回だけのお試しのつもりだったのに、2回目が届いたので送り返した。すると、請求書が送られてきた。払うつもりはないので放置したら法律事務所から通知が来た。どうしたらよいか。



画像は消費者庁イラスト集より

事例2



SNSの広告を見てお試し商品の美容液を買った。その後同じ商品が届いたが、注文した覚えがないのでその旨と解約希望の書面を同封して返品した。その後も請求書などは届いていたが無視していたところ、先日法律事務所からこの請求について最終通告のような封書が届いた。商品が手元にないのに請求されるとは納得いかない。

アドバイス

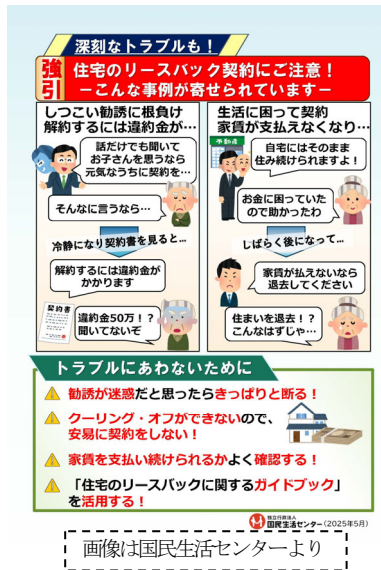
- ◆ ネット通販で、消費者に気づきにくい形で、追加料金がかかる選択肢にあらかじめチェックが入っているなどの表示設定をしているサイトがあります。このような手法があることを知り、必ず注文確定前に確認しましょう。
- ◆ ネット通販を利用する際は最終確認画面などで、必ず商品・サービス内容、支払総額、取引条件等自分が申し込む内容をよく確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- ◆ 誤認するような表示があった場合などには、申し込みを取り消せる場合があります。困ったときには消費生活センター等にご相談ください。



リースバック契約にご注意 本当に「そのままずっと住み続けられる」契約 ですか

自宅（マンション、戸建て）の売却と同時に、その不動産の賃貸契約を結んで、その後は家賃を払いながら同じ家に住み続けられるという「住宅のリースバック」の契約に関するトラブルの相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

事例 1



築 40 年の自宅マンションについて「リースバックについて説明するため訪問したい」と電話があり数日後に不動産業者が来訪した。「1200 万円で売却し、その後家賃を払ってそのままマンションに住むという契約」を長時間しつこく勧誘され、仕方なく契約書にサインをしてしまった。後日、親族に「売却価格が安い。よく考えたほうが良い」と言われた。解約しようと担当者に連絡したが「手付金 50 万円の返金に加え、違約金 50 万円を支払うように」と言われた。契約書を読むと確かに違約金について記載はあるが、勧誘時には一切説明されておらず納得できない。

事例 2

生活費に困っていた時にリースバックのテレビ CM を見て興味を持ち、不動産業者と何度か電話でやり取りをした。不動産業者からは「自宅にはそのまま住み続けられる。家賃は 6 万円」といわれ、それなら支払えると思った。3 年後、6 万円だった家賃が突然 11 万円と高額になった。不動産業者からは「3 年経過後は家賃が上がることはリースバック契約時に説明している。家賃が払えないなら早急に退去してほしい」といわれた。自宅売却金はすでに生活費で使ってしまいこれ以上家賃が払えない。今後どうしたらよいか。

アドバイス

- ◆ 不動産業者から勧誘の電話がかかってきても、安易に訪問を許さず、自宅を売却するつもりがない場合は、「自宅は売りません」、「契約はしません」と、売却の意思がないことを、その場できっぱりと明確に伝えましょう。
- ◆ 消費者が不動産業者に自宅を売却する場合には、宅地建物取引業法に定めるクーリング・オフが適用されないため、売買契約が成立してしまうと、無条件に契約を解除することはできません。
- ◆ リースバック契約は売却後に家賃の支払いが発生することから貯蓄・収入と支出のバランスを考え、その後住み続ける間の家賃が支払えるか十分に検討したうえで契約しましょう。

「発表情報」(25/5/21) 国民生活センター等を参照

体育祭・文化祭の当日になっても届かないクラスTトラブルに注意

体育祭や文化祭などの学校行事でクラス全員で着るおそろいの T シャツは「クラス T シャツ（クラス T）」と呼ばれています。オリジナルのデザインを考え、事業者に必要な枚数を発注し、イベント当日までに届けてもらうものですが、業者と連絡が取れなくなったり、著作権侵害になることがあるので注意しましょう。

事例 1

事前に代金を支払ったにもかかわらず、約束した日にクラス T シャツが届かず、連絡も取れない。

事例 2

カタログを見てクラス T シャツを注文後、「著作権の関係でロゴとエンブレムを使用できない」と言われキャンセルしたいが応じてもらえない。

事例 3

カタログの中から、有名サッカーチームのエンブレムが入ったクラス T シャツを選んで注文したら、「税関で没収された」と連絡があり、文化祭で使用できなかったうえ、原価代も請求された。



画像は国民生活センターより

アドバイス

- ◆ 注文前に、事業者のカタログや Web サイトを見て、住所・連絡先・キャンセル条件等を確認しましょう。
- ◆ 実在する企業やスポーツチーム等のロゴが入ったデザインの T シャツは、正規品ではない場合、絶対に注文してはいけません。
- ◆ 注文する前に、先生や保護者などにも確認してもらいましょう。

「発表情報」(25/6/4) 国民生活センター等を参照



消費生活相談窓口

☆ 市川市消費生活センター

市川市八幡 1-1-1 市役所第 1 庁舎 3 階
相談日時 月曜日～金曜日（対面・電話相談）
第 2・4 土曜日（電話相談）
午前 10 時～午後 4 時
相談電話 047-712-8629

※ 消費生活センターの休業日

日曜日、祝休日、第 1・3・5 土曜日、12 月 29 日から 1 月 3 日まで

消費生活センター休業日のご相談は、
消費者庁 消費者ホットライン
局番なし 188 番（いやや）にお電話ください。

